

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 結核予防法による医療機関の指定  
自衛官の第一次募集  
市の設置（境港市）  
所属未定地の編入  
町村の廢置分合（八頭村）  
建設業者の登録まつ消  
建設業者の登録
- 〃 森林病虫害等が附着している伐採木等の移動禁止
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 鳥取県警察官採用試験の実施

## 告示

鳥取県告示第九十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十一年三月九日

名称	所在地	管轄保健所	指定年月日
宮脇医院	鳥取市東町二六二番地	鳥取保健所	昭和三十一年一月十五日

### 鳥取県告示第九十三号

自衛官（陸上、海上、航空）の欠員補充に伴う募集のため、昭和三十一年度第一次募集について次のとおり定める。

昭和三十一年三月九日

- 一 募集期間 昭和三十一年三月二十日から四月十六日まで
- 二 募集年令 昭和六年七月二日から昭和三十三年七月一日までの間に生れた男子

鳥取県知事 遠 藤 茂

(昭和三十一年七月一日現在満十八才以上二十五才未満の者)

三 志願票提出先 志願者の現住所の市町村役場  
四 試験期日 四月二十五日から五月七日までいずれか一日

五 試験場所 鳥取市、倉吉市、米子市の三箇所

なお試験の日時及び試験場は試験期日前に志願者に通知する。

鳥取県告示第九十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八条第三項の規定により、昭和三十一年四月一日から西伯郡境港町を境港市とする。

昭和三十一年三月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、昭和三十一年三月十五日から、次の公有水面埋立地を西伯郡境港町に編入する。

昭和三十一年三月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 境港町外江町小字大杖七八八、七八九、七九〇、七九四、七九五、及び八〇一の地先九六九坪一合二勺
- 二 境港町外江町小字三軒屋灘八〇二、八〇三、八〇三ノ一及び八三〇の地先一、六二九坪二合六勺
- 三 境港町外江町小字矢ノ尻川東八六一、八六二、八六四及び八五六の地先六六〇坪六勺

鳥取県告示第九十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、昭和三十一年三月十五日から八頭郡八東村及び安部村を廃し、その区域をもつて八頭<sup>やす</sup>村を置く。なお、八頭村の人口は、四、六三八人である。

昭和三十一年三月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第九十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定に

登録番号 登録年月日 名 称

鳥取県知事登録(は)三一〇号 昭二九、三、二五 小林建設

所在地 申請者氏名 登録まつ消年月日

鳥取市川端二丁目 小林 説次 昭和三十一年二月二十九日

鳥取県告示第九十八号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。

登録番号 登録年月日

鳥取県知事登録(に)四一〇号 昭和三十一年二月一日

商号又は名称 おもな営業所の所在地 申請者氏名

田中工務所 鳥取市材木町一八 田中 節夫  
松浦組 米子市内町 松浦 利明

昭和三十一年三月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第九十九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

登録番号	登録年月日	商号、又は名称	おもな営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録(に)一〇号	昭和三十一年一月十一日	有限会社森下工務所	鳥取市吉方町七八ノ四	秋山 勝治
" 二九六号	" "	吉田組	倉吉市宮川町	吉田 照一
" 三〇〇号	" 一月二十二日	福井土木建築有限公司	" 岡田一三	福井 重寿
" 六五号	" 一月十一日	協和工業株式会社	米子市万能町七九	角 徳治
" 一三五号	" 一月二十三日	宮本建設有限公司	日野郡根雨町根雨	宮本 嘉吉
" 七八号	" 二月十八日	森本建設工業株式会社	鳥取市吉方町一六六	森本 定雄
" 三〇一号	" 二月六日	宇倍野建設有限公司	岩美郡宇倍野村宮ノ下	井上 至誠
" 三〇二号	" 二月八日	池田建設	八頭郡若櫻町小船八〇二	平永 茂美
" 七七号	" 二月十五日	榮建築興業株式会社	東伯郡大栄町亀谷	徳山 勝藏
" 一三八号	" 二月十一日	船山組	東伯郡赤碕町出上三八六	福本 信親
" 七〇号	" 二月九日	持田水道工業所	米子市道笑町三丁目三二二	持田 助一

昭和三十一年三月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により森林病虫害等が附着して皮付松材等の移動を次のとおり禁止する。

昭和三十一年三月九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 区域及び期間  
鳥取県知事 遠 藤 茂  
県下一円  
昭和三十一年四月一日から  
昭和三十二年三月三十一日まで
- 二 森林病虫害等の種類
  - 1 きくいむし科に属する害虫
  - 2 ぞうむし科に属する害虫
  - 3 かみきりむし科に属する害虫
- 三 行うべき措置の内容  
森林病虫害等が附着している皮付松材及び伐採木等の枝条は駆除しなければ移動してはならない。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年三月九日

- 一日 時 鳥取県教育委員会委員長 大 島 高 藏
- 一 場 所 鳥取県教育委員会会議室
- 一 議 題 昭和三十年度追加予算について

公 告

第二回鳥取県警察官控用試験につき次のように公告する。

昭和三十一年三月九日

鳥 取 県 人 事 委 員 会

- この試験は、鳥取県警察官(巡査)の採用試験です。
- 一 採用予定人員 約十名
- 二 職務内容 県民の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防、捜査、被疑者の逮捕および公安の維持等の任

務に従事します。  
三 受験資格

- 1 学歴 学歴は問いませんが、新制高等学校または旧制甲種中学校卒業程度の学力を必要といたします。
- 2 年令、性別 大正十五年四月二日から昭和十二年四月一日までに生れた男子に限ります。ただし、新制高等学校の本年度卒業者は、昭和十三年四月一日までに生れた者も受験できます。
- 3 次の各号の一に該当する者は、受験できません。
  - (1) 日本の国籍を有しない者
  - (2) 禁治産者および準禁治産者
  - (3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (4) 鳥取県の職員として勤務し懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、または

これに加入した者。  
四 試験の日時、場所、方法および発表

- 1 試験は第一次試験、第二次試験および身上調査とし、第二次試験は第一次試験の合格者に対して行います。
- 1 第一次試験
  - (1) 日時、場所 昭和三十一年四月八日(日)午前九時より  
鳥取会場 鳥取市西町 鳥取西高等学校第二校舎  
米子会場 米子市勝田町 米子東高等学校
  - (2) 方法 筆記試験により警察官として必要な知能および教養について行います。
  - (3) 二次試験合格者の発表 昭和三十一年四月中旬県庁前に掲示するほか合格者に通知します。
- 2 第二次試験
  - (1) 日時、場所 昭和三十一年四月下旬の予定です  
が第一次試験合格者発表の際お知らせします。
  - (2) 方法
    - (イ) 口述試験 主として人物についての面接によ

る試験を行います。

(ロ) 体力検査 職務遂行上必要な体力、体質を有するかどうかを検査します。なお検査には次のような基準があります。

(a) 身長はおおむね一六〇糎(約五尺二寸八分)以上であること。

(b) 両眼とも裸眼視力が、おおむね〇・六以上(きよう正視力一・〇以上の者にあつては裸眼視力が〇・一以上)で弁色力が完全であること。

(c) 身体に奇型その他の異状のないこと。  
(イ) 身体検査 胸部疾患、性病等の傳染性疾患の有無その他について検査を行います。

(3) 合格者の発表 昭和三十一年五月上旬県庁前に掲示するほか合格者に通知します。

3 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の眞否、その他について身上調査を行います。

五 受験手続および受付期間

1 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課および県内の各警察署でお渡しします。

申込用紙を郵便で請求される時は十円切手はつたあて、先明記の返信用封筒を同封して下さい。

2 申込み

(1) 申込書に必要事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課または県内の各警察署に提出して下さい。

(2) 申込みされる時は、受験票の裏面の郵便はがきの欄に住所氏名を記入し、所定の欄に五円切手を必ずはつて下さい。郵便切手のはつてない場合は受験票は送付いたしませんから注意して下さい。

(3) 受験票は受験申込書を受け付けた後郵送いたします。なお、受験票を受領したときは、受験票の写真欄に六ヶ月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向)をはつて試験当日持参して下さい。写真のない場合は、受験できません。

3 受付期間

昭和三十一年三月十九日(月)から昭和三十一年三月三十一日(土)午後五時まで。郵送の場合は、昭和三十一年三月三十一日(土)午後五時までの着信に限りませす。

六 採用候補者名簿の作成、採用の経路および給与

1 この試験の合格者は、警察官(巡査)採用候補者名簿に登録され、鳥取県警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

2 採用後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として昭和三十一年十月鳥取県警察学校に入校し、一年間初任教養を受けそれぞれ勤務地に配置されます。

3 巡査に採用されると(巡査見習生の間も同じ。)原則として警察官給料表の一級三号給(月額六、九〇〇円)を支給されるほか期末手当、勤勉手当、扶養手当等の諸手当および制服その他必要な被服が支給されます。

4 現行の警察制度では、だれでも成績次第で管区警察学校または警察大学校に入校して幹部としての教養を与えられ、上級の警察官への昇進の道が開かれています。

七 その他

この試験の不明の点については鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課またはもよりの県内各警察署に照会して下さい。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町